

### 3. どのような状態のストックを抱えているか



### 3.1 道路橋の対策区分の判定の区分比率

#### ① 管理機関別

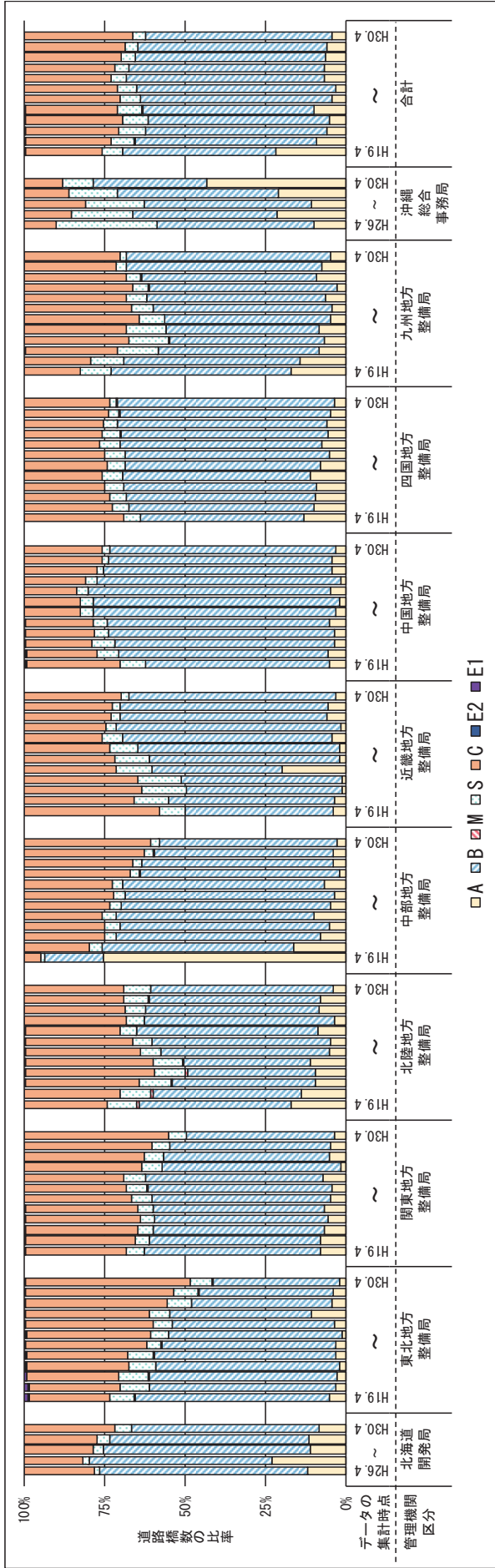


表1 データの内容

年度	H19.4~H25.4の期間	H26.4~H30.4の期間
データの 内容	8地方整備局 (北海道開発局と沖縄総合事務局以外) (濃橋を含む)	8地方整備局及び 北海道開発局、沖縄総合事務局 (濃橋を除く)

4. 対策区分の判定は表2に示す定期点検要領により記録されたものである。集計では、橋ごとに最も緊急性の高い判定結果をその橋の代表値として抽出している。また、橋梁定期点検要領(平成26年6月、道路局国道・防災課)におけるC1、C2及びS1、S2はそれぞれSととして集約した。表3に対策区分の判定の一覧を示す。

表2 道路橋の定期点検要領

橋梁定期点検要領(案)	平成16年3月	道路局国道・防災課
橋梁定期点検要領	平成26年6月	道路局国道・防災課

表3 対策区分の判定の一覧

判定区分	判定の内容
A	補修を行う必要が無い。
B	状態に応じて補修を行う必要がある。
M	維持工事で対応する必要がある。
C	詳細調査の必要がある。
E1	現況に補修を要する必要がある。
E2	緊急対応の必要がある。

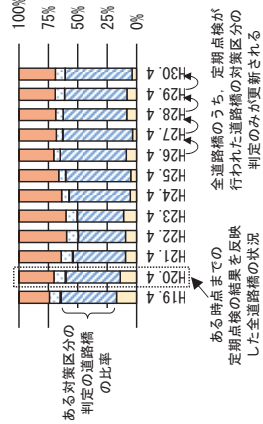
5. 対策区分の判定結果の集計は、主要部材に対して行う。主要部材の定義は、「損傷を放置しておくことで橋の架け替えも必要になると想定される部材(橋梁定期点検要領(平成26年6月、道路局国道・防災課))」であり、実際の定期点検では定期点検を行う者が橋毎に主要部材を判断するものであるが、この資料では集計作業を容易にするために表4の部材を主要部材とみなして行う。たとえば、橋によっては表4に記載の部材以外も主要部材として考慮されている場合や、表4に記載の部材でも主要部材として考慮されない場合がある。

表4 主要部材

上部構造	下部構造
主桁	橋脚
橋桁	主橋(桁)
橋脚	主橋(脚)
床版	鋼橋
主橋トラス	鋼材・垂直材
上・下弦材	橋門構
鋼材・垂直材	アーチ
橋門構	橋脚桁
アーチ	床版桁
橋脚桁	床版
床版	支保
橋門構	橋門構

上部構造	下部構造
ラメン	橋脚
主橋(桁)	主橋・壁部
主橋(脚)	梁部
鋼橋	隅角部・接合部
鋼材	橋台
外ケーブル	胸壁
アルハ一部	翼壁
PC定置部	翼壁
橋脚	基礎
コンクリート埋込部	ワーキング

■ グラフについて



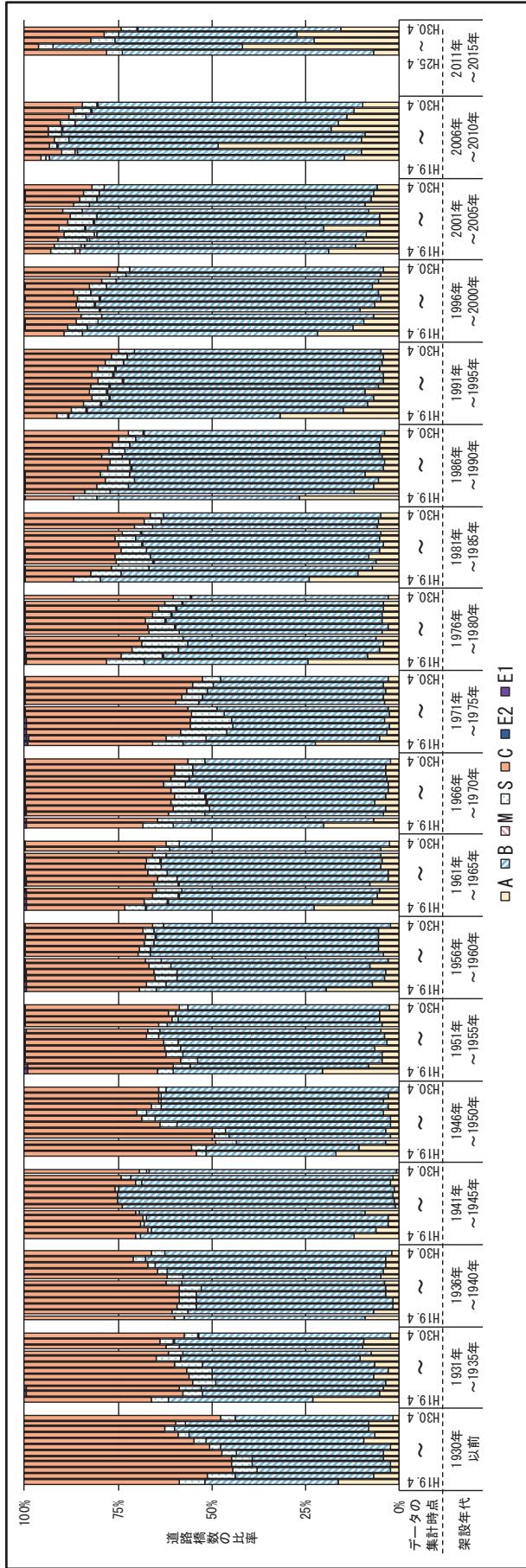
ある対策区分の判定の道路橋の比率

ある時点までの定期点検の結果を反映した全道路橋の状況

全道路橋のうち、定期点検が行われた道路橋の対策区分の判定のみが更新される



② 架設竣工年別



出典：橋梁管理カルテ(H19.4～H30.4)のデータ

(注)1. 直轄の橋長2m以上の全ての道路橋について、H19～H30の各年度の4月時点

における対策区分の判定の結果を集計した結果を示す。

2. 対策区分の判定の結果は、全ての道路橋のうち、定期点検が行われた

道路橋の結果のみが更新される。よって、各年度の対策区分の判定の

集計結果は、当該年より過去5年間の定期点検結果が混在する。

3. 集計したデータの内容を表1に示す。

年度	データの内容
H19.4～H25.4の期間	H26.4～H30.4の期間
8地方整備局	8地方整備局及び
9地方整備局と沖繩総合事務局(沖縄を除く)	北海道開発局、沖縄総合事務局(沖縄を除く)

4. 対策区分の判定は表2に示す定期点検要領により記録されたものである。

集計では、橋ごとに最も緊急性の高い判定結果をその橋の代表値として抽出している。

また、橋梁定期点検要領(平成26年6月、道路局国・道・防災課)におけるC1、C2及びS1、S2は

それぞれ、Sとして集約した。表3に対策区分の判定の一覧を示す。

橋梁定期点検要領(案) 平成16年3月	道路局国・道・防災課
橋梁定期点検要領 平成26年6月	道路局国・道・防災課

表3 対策区分の判定の一覧

対策区分	判定の内容
A	補修を行う必要が無い。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
M	維持工事で対応する必要がある。
C	詳細調査の必要がある。
E1	速やかに補修等を行う必要がある。
E2	緊急対応の必要がある。

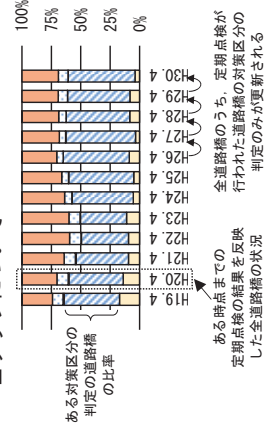
5. 対策区分の判定結果の集計は、主要部材に対して行う。主要部材の定義は、「損傷を放置しておくと橋の架け替えも必要になると想定される部材(橋梁定期点検要領(平成26年6月、道路局国・道・防災課))」であり、実際の定期点検では定期点検を行う者が橋毎に主要部材を判断するものであるが、この資料では集計作業を容易にするために表4の部材を主要部材とみなして行う。たとえば、橋によれば表4に記載の部材以外も主要部材として考慮されている場合や、表4に記載の部材でも主要部材として考慮されていない場合がある。

表4 主要部材

上部構造	下部構造
主桁	橋脚
橋脚	主桁(桁)
橋脚	主桁(脚)
橋脚	鋼長橋
主桁トラス	鋼材
鋼材・垂直材	橋柱
橋門構	外ケーブル
アーチ	ケーブル部
橋脚桁	PC定置部
床り材	橋脚
支柱	コンクリート埋込部
橋門構	

下部構造	上部構造
橋脚	主桁(桁)
主桁(脚)	主桁(脚)
鋼長橋	鋼材
鋼材	橋柱
橋柱	外ケーブル
外ケーブル	ケーブル部
ケーブル部	PC定置部
PC定置部	橋脚
橋脚	コンクリート埋込部
コンクリート埋込部	

■ グラフについて



ある時点までの定期点検の結果を反映した全道路橋の状況

全道路橋のうち、定期点検が行われた道路橋の対策区分の判定のみが更新される

対策区分の判定の区分比率（架設竣工年別）

架設竣工年	1930年以前			1931～1935			1936～1940			1941～1945			1946～1950		
	H19.4	H20.4	H21.4	H22.4	H23.4	H24.4	H25.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H31.4	H32.4	H33.4
架設竣工年	H19.4	H20.4	H21.4	H22.4	H23.4	H24.4	H25.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H31.4	H32.4	H33.4
判定区分	A	23	11	4	7	4	18	12	16	3	46	12	11	8	18
	B	51	58	59	61	56	64	78	92	101	95	75	78	116	111
	M	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	S	0	12	11	9	9	5	5	12	15	16	18	20	11	11
	E1	59	77	92	91	89	88	85	85	76	73	78	93	88	97
	E2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
架設竣工年	H19.4	H20.4	H21.4	H22.4	H23.4	H24.4	H25.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H31.4	H32.4	H33.4
判定区分	A	19	32	30	29	37	42	44	44	42	42	22	22	22	22
	B	234	303	359	351	371	403	420	429	423	412	393	383	379	389
	M	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	S	25	29	32	29	29	26	25	20	14	15	19	15	19	15
	E1	202	252	276	254	250	235	233	230	313	309	327	346	449	497
	E2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
架設竣工年	H19.4	H20.4	H21.4	H22.4	H23.4	H24.4	H25.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H31.4	H32.4	H33.4
判定区分	A	337	141	97	81	121	89	63	112	116	110	107	80	275	153
	B	611	903	992	1016	996	1069	1241	1420	1450	1395	1365	1355	1355	1355
	M	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	S	25	29	32	29	29	26	25	20	14	15	19	15	19	15
	E1	202	252	276	254	250	235	233	230	313	309	327	346	449	497
	E2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
架設竣工年	H19.4	H20.4	H21.4	H22.4	H23.4	H24.4	H25.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H31.4	H32.4	H33.4
判定区分	A	84	88	98	105	277	75	72	149	175	137	130	115	—	—
	B	294	541	753	876	869	1070	1068	1390	1409	1357	1365	1404	—	—
	M	5	6	6	6	3	2	2	2	2	2	2	2	—	—
	S	29	54	80	101	97	94	101	76	84	77	61	—	—	—
	E1	31	59	91	121	125	164	172	195	234	273	295	346	—	—
	E2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—
架設竣工年	H19.4	H20.4	H21.4	H22.4	H23.4	H24.4	H25.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H31.4	H32.4	H33.4
判定区分	A	84	88	98	105	277	75	72	149	175	137	130	115	—	—
	B	294	541	753	876	869	1070	1068	1390	1409	1357	1365	1404	—	—
	M	5	6	6	6	3	2	2	2	2	2	2	2	—	—
	S	29	54	80	101	97	94	101	76	84	77	61	—	—	—
	E1	31	59	91	121	125	164	172	195	234	273	295	346	—	—
	E2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—

出典：橋梁管理カルテ（H19.4～H30.4）のデータ

- (注)1. 直轄の橋長2m以上の全ての道路橋について、H19～H30の各年度の4月時点における対策区分の判定の結果を集計した結果を示す。
- 2. 対策区分の判定の結果は、全ての道路橋のうち、定期点検が行われた道路橋の結果のみが更新される。よって、各年度の対策区分の判定の結果は、当該年より過去5年間の定期点検結果が混在する。
- 3. 集計したデータの内容を表1に示す。

表1 データの内容

年度	H19.4～H25.4の期間
データの内容	8地方整備局 北海道開発局と沖縄総合事務局 (沖縄を除く)

- 4. 対策区分の判定は表2に示す定期点検要領により記録されたものである。集計では、橋ごとに最も緊急性の高い判定結果をその橋の代表値として抽出している。また、橋梁定期点検要領（平成26年6月、道路局・国道・防炎課）における01、02及び03、02はそれぞれ0、0として集約した。表3に対策区分の判定の一覧を示す。

表2 道路橋の定期点検要領

橋梁定期点検要領（案）平成16年3月 道路局・国道・防炎課
橋梁定期点検要領 平成26年6月 道路局・国道・防炎課

表3 対策区分の判定の一覧

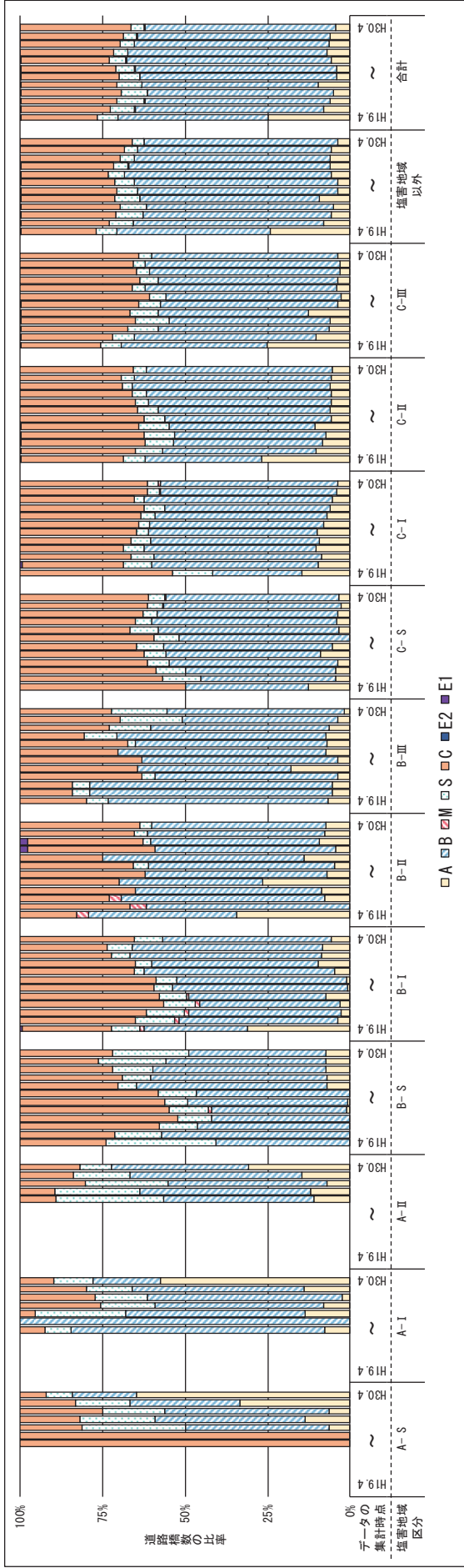
判定区分	判定の内容
A	補修を行う必要が無い。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
M	詳細調査の必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
C	補修や点検の安全上の観点から、橋梁構造の安全上の観点から、緊急対応の必要がある。
E1	その他、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。

- 5. 対策区分の判定結果の集計は、主要部材に対して行う。主要部材の定義は、「橋橋を放置しておく」との考えも必要になると想定される部材（橋梁定期点検要領（平成26年6月、道路局・国道・防炎課））であり、実際の定期点検では定期点検を行う者が橋毎に主要部材を判断するものであるが、この資料では集計作業を容易にするために表4の部材を主要部材とみなして行う。たとえば、表4に記載の部材以外にも主要部材として考慮されている場合や、表4に記載の部材でも主要部材として考慮されていない場合がある。

表4 主要部材

上部構造	主桁 欄干 橋脚 主橋脚 主橋脚（脚） 床板トラス 上・下弦材 斜材・垂直材 橋門構 アーチ
下部構造	主橋脚（桁） 主橋脚（脚） 斜材 橋柱 がけトラス ゲルバー部 P/C定数部 橋脚 コンクリート埋込部
その他	橋梁 橋脚部・接合部 橋台 橋脚 橋脚部・接合部 橋台 橋脚 橋脚部・接合部 橋台 橋脚 橋脚部・接合部 橋台
その他	基礎 アーチ アーチ アーチ アーチ アーチ

③ 塩害地域区分別



出典：橋梁管理カルテ (H19.4～H30.4) のデータ

- 直轄の橋長2m以上の全ての道路橋について、H19～H30の各年度の4月時点における対策区分の判定の結果を集計した結果を示す。
- 対策区分の判定の結果は、全ての道路橋のうち、定期点検が行われた道路橋の結果のみが更新される。よって、各年度の対策区分の判定の結果は、当該年より過去5年間の定期点検結果が混在する。
- 集計したデータの内容を表1に示す。

表1 データの内容

年度	H19.4～H25.4の期間	H26.4～H30.4の期間
データの内容	8地方整備局 (北海道開発局と沖縄総合事務局以外) (濃橋を含む)	8地方整備局及び 北海道開発局、沖縄総合事務局 (濃橋を除く)

- 対策区分の判定は表2に示す定期点検要領により記録されたものである。集計では、橋ごとに最も緊急性の高い判定結果をその橋の代表値として抽出している。また、橋梁定期点検要領 (平成26年6月、道路局 国道・防災課) におけるC1、C2及びUS1、S2はそれぞれA、Sとして集約した。表3に対策区分の判定の一覧を示す。

表2 道路橋の定期点検要領

橋梁定期点検要領 (案) 平成16年3月、道路局 国道・防災課
橋梁定期点検要領 平成26年6月、道路局 国道・防災課

表3 対策区分の判定の一覧

判定区分	判定の内容
A	補修を行う必要が無い。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
M	維持工事での対応が必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。

- 対策区分の判定結果の集計は、主要部材に対して行う。主要部材の定義は、「損傷を放置しておくとも橋の架け替えも必要になると想定される部材 (橋梁定期点検要領 (平成26年6月、道路局 国道・防災課))」であり、実際の定期点検後では定期点検を行う者が橋毎に主要部材を判断するものであるが、この資料では集計作業を容易にするために表4の部材を主要部材とみなして行う。たとえば、橋によっては表4に記載の部材以外も主要部材として考慮されている場合や、表4に記載の部材でも主要部材として考慮されない場合がある。

表4 主要部材

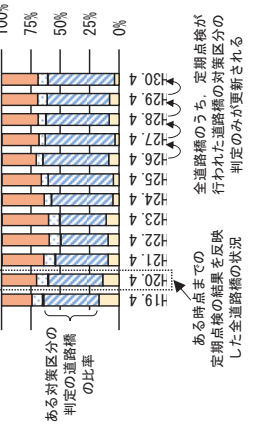
上部構造		下部構造	
主桁	主構 (桁)	橋脚	基礎
橋脚	主構 (脚)	柱部・豊部	基礎
橋脚	斜橋脚	梁部	橋台
主構トラス	上・下弦材	橋脚部・接合部	橋脚
橋脚・蓋面材	橋脚	脚壁	脚壁
橋脚	外ケブル	脚壁	脚壁
アーチ	ゲルバー部	脚壁	脚壁
橋脚	PC定着部	脚壁	脚壁
橋脚	橋脚	脚壁	脚壁
橋脚	コンクリート壁	脚壁	脚壁
橋脚	コンクリート壁	脚壁	脚壁
橋脚	コンクリート壁	脚壁	脚壁

6. 塩害地域区分および塩害対策区分を表5に示す。

表5 塩害地域区分および塩害対策区分

地域区分	地域	塩害地域区分	対策区分
A	沖 縄 県	海岸線から100mまで	I
B	下 表 に 示 す 地 域	100mをこえて90mまで	II
C	上記以外の地域	100mをこえて100mまで	III

表6 グラフについて

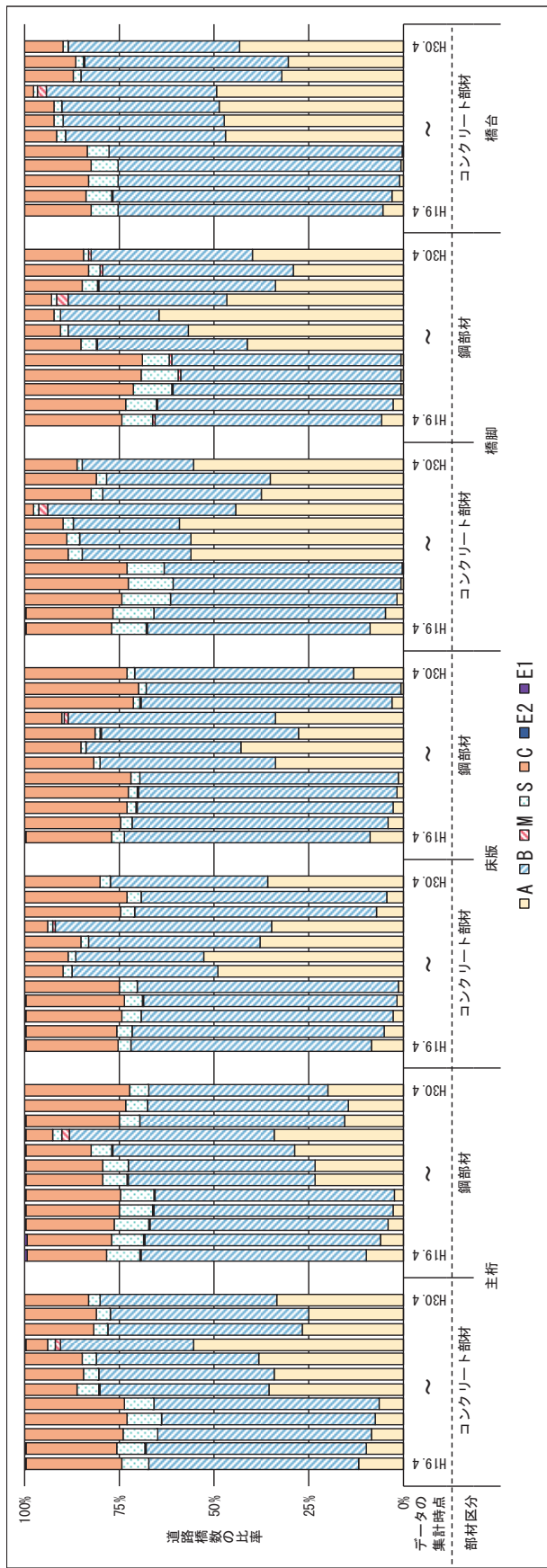


ある時点までの定期点検の結果を反映 行われた道路橋の対策区分の判定のみが更新される





④ 材料別



出典：橋梁管理カルテ (H19.4～H30.4) のデータ

- (注) 1. 直轄の橋長2m以上の全ての道路橋について、H19～H30の各年度の4月時点における対策区分の判定の結果を集計した結果を示す。
- 2. 対策区分の判定の結果は、全ての道路橋のうち、定期点検が行われた道路橋の結果のみが更新される。よって、各年度の対策区分の判定の結果集計は、当該年より過去5年間の定期点検結果が混在する。
- 3. 集計したデータの内容を表1に示す。

表1 データの内容

年度	H19.4～H25.4の期間	H26.4～H30.4の期間
データの 内容	⑧地方整備局 ⑨北海道開発局と沖縄総合事務局以外 (北海道開発局と沖縄総合事務局を含む)	⑧地方整備局及び ⑧北海道開発局、沖縄総合事務局 (灌漑を除く)

- 4. 対策区分の判定は表2に示す定期点検要領により記録されたものである。集計では、橋ごとに最も緊急性の高い判定結果をその橋の代表値として抽出している。また、橋梁定期点検要領(平成26年6月、道路局(国道・防災課))におけるO1、O2及びS1、S2はそれぞれ、Sとして集約した。表3に対策区分の判定の一覧を示す。

表2 道路橋の定期点検要領

橋梁定期点検要領(案)	平成16年3月	道路局(国道・防災課)
橋梁定期点検要領	平成26年6月	道路局(国道・防災課)

表3 対策区分の判定の一覧

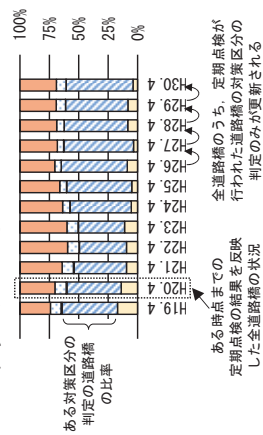
判定区分	判定の内容
A	補修を行う必要が無い。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
M	最終工事で対応する必要がある。
C	詳細調査の必要がある。
E1	単やかに補修を行う必要がある。
E2	緊急対応の必要がある。

- 5. 対策区分の判定結果の集計は、主要部材に対して行う。主要部材の定義は、「損傷を放置しておくこと橋の架け替えも必要になると想定される部材(橋梁定期点検要領(平成26年6月、道路局(国道・防災課)))」であり、実際の定期点検では定期点検を行う者が橋毎に主要部材を判断するものであるが、この資料では集計作業を容易にするために表4の部材を主要部材とみなして行う。たとえば、橋によっては表4に記載の部材以外も主要部材として考慮されている場合や、表4に記載の部材でも主要部材として考慮されていない場合がある。

表4 主要部材

上部構造	下部構造
主桁	橋脚
橋桁	主橋脚(桁)
橋脚	主橋脚(脚)
床版	梁部
主橋トラス	隅部部・接合部
斜材	橋台
上・下弦材	胸壁
鋼材・垂直材	堅壁
欄干	翼壁
アーチ	基礎
アーチリブ	ケーシング
補脚桁	
吊り材	
支柱	
橋門構	
	コンクリート埋込部

■ グラフについて







対策区分の判定の区分比率 (損傷種類別)

部位 材料	主幹														橋脚
	観音														
損傷種類	コンクリート部材														鉄骨
	ひびわれ														
対策	H19.4	H20.4	H21.4	H22.4	H23.4	H24.4	H25.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H31.4	H32.4	H33.4
A	365	470	543	1574	4765	7657	8353	4547	7657	8353	4547	7657	8353	4547	7657
B	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
M	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
S	349	408	715	776	776	558	566	620	1146	630	607	468	321	33	29
C	328	406	513	589	589	657	675	877	3632	1013	1005	1019	49	57	90
E1	5	4	3	3	2	2	2	6	1	2	6	1	2	6	1
E2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

出典：橋梁管理カルテ (H19.4～H30.4) のデータ

- (注)1. 直轄の橋長2m以上の全ての道路橋について、H19～H30の各年度の4月時点における対策区分の判定の結果を集計した結果を示す。  
 2. 対策区分の判定の結果は、全ての道路橋のうち、定期点検が行われた道路橋の結果のみが更新される。よって、各年度の対策区分の判定の結果は、当該年より過去5年間の定期点検結果が混在する。  
 3. 集計したデータの内容を表1に示す。

表1 データの内容

年度	H19.4～H25.4の期間	H26.4～H30.4の期間
データの内容	8地方整備局 (北海道開発局と沖繩総合事務局以外) (薄橋を含む)	8地方整備局及び 北海道開発局、沖繩総合事務局 (薄橋を除く)

4. 対策区分の判定は表2に示す定期点検要領により記録されたものである。集計では、橋ごとに最も緊急性の高い判定結果をその橋の代表値として抽出している。また、複数の損傷種類を有する橋については、損傷ごとに抽出している。また、橋梁定期点検要領(平成26年6月、道路局国道・防災課)におけるC1、C2及びS1、S2はそれぞれC、Sとして集約した。表3に対策区分の判定の一覧を示す。

表2 道路橋の定期点検要領

橋梁定期点検要領 (案)	平成16年3月	道路局国道・防災課
橋梁定期点検要領	平成26年6月	道路局国道・防災課

表3 対策区分の判定の一覧

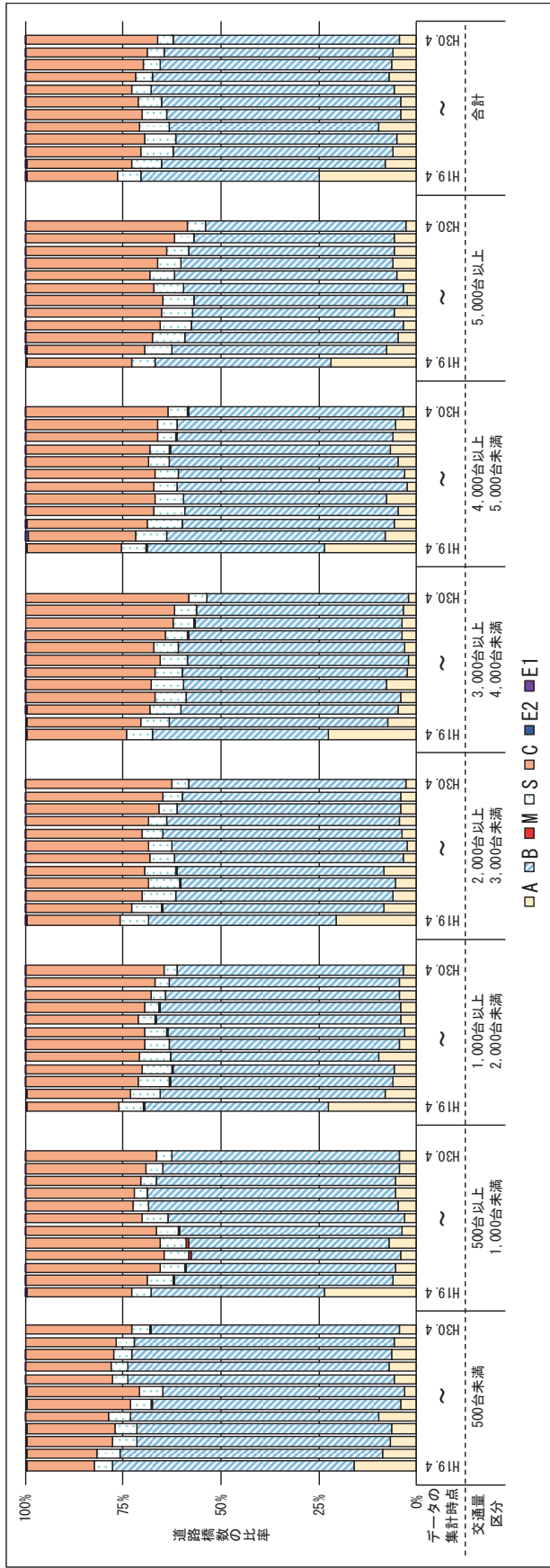
判定区分	判定の内容
A	補修を行う必要が無い。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
M	維持工事で対応する必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
C	追加に補修等を行う必要がある。
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応が必要がある。
E2	その他、緊急対応が必要がある。

5. 対策区分の判定結果の集計は、主要部材に対して行う。主要部材の定義は、「損傷を放置しておくとも橋の架け替えも必要になると想定される部材(橋梁定期点検要領(平成26年6月、道路局 国道・防災課))」であり、実際の定期点検では定期点検を行う者が橋毎に主要部材を判断するものであるが、この資料では集計作業を容易にするために表4の部材を主要部材として行う。たとえば、橋によつては表4に記載の部材以外も主要部材として考慮されている場合や、表4に記載の部材でも主要部材として考慮されない場合がある。

表4 主要部材

上部構造		下部構造	
主桁(桁)	主桁(脚)	橋脚	橋脚
斜交橋	陸柱	橋台	橋台
主橋トラス	鋼材・重直材	鋼壁	鋼壁
上・下弦材	ケーブル	鋼管	鋼管
鋼材・重直材	ケーブル	鋼管	鋼管
アーチ	PC定置部	基礎	基礎
補脚	橋脚	基礎	基礎
吊り材	橋脚	基礎	基礎
支柱	橋脚	基礎	基礎
橋門構	橋脚	基礎	基礎
コンクリート埋込部	橋脚	基礎	基礎

⑥ 交通量別



出典：橋梁管理カルテ (H19.4～H30.4) のデータ

- (注)1. 直轄の橋長2m以上の全ての道路橋について、H19～H30の各年度の4月時点における対策区分の判定の結果を集計した結果を示す。  
 2. 対策区分の判定の結果は、全ての道路橋のうち、定期点検が行われた道路橋の結果のみが更新される。よって、各年度の対策区分の判定の結果は、当該年より過去5年間の定期点検結果が混在する。  
 3. 集計したデータの内容を表1に示す。

表1 データの内容

年度	H19.4～H25.4の期間	H26.4～H30.4の期間
データの 内容	8地方整備局 北海道開発局と沖繩総合事務局 (沖縄を除く)	8地方整備局及び 北海道開発局、沖繩総合事務局 (沖縄を除く)

4. 対策区分の判定は表2に示す定期点検要領により記録されたものである。集計では、橋ごとに最も緊急性の高い判定結果をその橋の代表値として抽出している。また、橋梁定期点検要領(平成26年6月、道路局 国道・防災課)におけるC1、C2及びS1、S2はそれぞれSととして集約した。表3に対策区分の判定の一覧を示す。

表2 道路橋の定期点検要領

橋梁定期点検要領 (案)	平成16年3月	道路局 国道・防災課
橋梁定期点検要領	平成26年6月	道路局 国道・防災課

表3 対策区分の判定の一覧

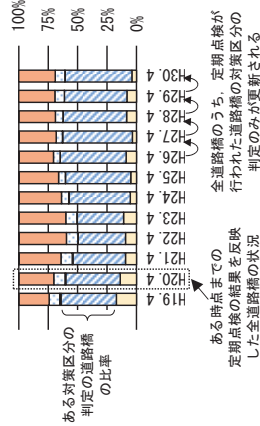
判定区分	判定の内容
A	補修を行う必要が無い。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
M	維持工事で対応する必要がある。
C	詳細調査の必要がある。
E1	現状に補修等を行う必要がある。
E2	緊急対応の必要がある。

5. 対策区分の判定結果の集計は、主要部材に対して行う。主要部材の定義は、「損傷を放置しておく」と橋の架け替えも必要になると想定される部材(橋梁定期点検要領(平成26年6月、道路局 国道・防災課))であり、実際の定期点検では定期点検を行う者が橋毎に主要部材を判断するものであるが、この資料では集計作業を容易にするために表4の部材を主要部材とみなして行う。たとえば、橋によっては表4に記載の部材以外も主要部材として考慮されている場合や、表4に記載の部材でも主要部材として考慮されていない場合がある。

表4 主要部材

上部構造	下部構造
主桁	橋脚
橋桁	柱部・壁部
橋脚	梁部
床版	隅角部・接合部
主橋トラス	橋台
上・下弦材	橋上
斜材・垂直材	胸壁
橋脚	堅壁
アーチ	翼壁
アーチリブ	基礎
橋脚	ワーキング
床版	
主桁トラス	
斜材・垂直材	
橋脚	
コンクリート埋込部	

■ グラフについて



対策区分の判定の区分比率（交通量別）

交通量	500台未満												500台以上1,000台未満												1,000台以上2,000台未満												4,000台以上5,000台未満											
	H19.4	H20.4	H21.4	H22.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H19.4	H20.4	H21.4	H22.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H19.4	H20.4	H21.4	H22.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H19.4	H20.4	H21.4	H22.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4												
対策期	29	28	25	25	44	21	17	91	128	107	96	90	128	59	56	46	80	49	44	117	160	147	123	128	612	285	230	210	361	166	134	224	249	259	254	203												
対策期	111	220	246	260	283	316	354	1053	1187	1103	1137	1271	240	544	574	608	589	735	902	1616	1831	1713	1707	1726	1270	2009	2116	2107	2000	2301	2601	3320	3640	3482	3443	3493												
対策期	8	19	24	23	25	26	33	58	75	76	94	27	64	66	74	79	74	95	103	96	111	117	115	171	261	304	293	286	241	245	242	224	209	216	205													
区分	31	58	83	89	95	133	166	346	390	374	398	547	145	301	368	402	395	431	443	689	805	821	870	997	636	931	1060	1098	1187	1306	1520	1793	1863	1936	2132													
E1	1	2	2	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1												
E2	1	2	2	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1												

出典：橋梁管理カルテ(H19.4～H30.4)のデータ

(注)1.直轄の橋長2m以上の全ての道路橋について、H19～H30の各年度の4月時点における対策区分の判定の結果を集計した結果を示す。  
2.対策区分の判定の結果は、全ての道路橋のうち、定期点検が行われた道路橋の結果のみが更新される。よって、各年度の対策区分の判定の結果は、当該年より過去5年間の定期点検結果が混在する。  
3.集計したデータの内容を表1に示す。  
表1 データの内容

年度	H19.4～H25.4の期間		H26.4～H30.4の期間	
	8地方整備局と沖縄総合事務局(道橋を除く)		8地方整備局及び北海道開発局、沖縄総合事務局	
内容	(北海道開発局以外)		北海道開発局、沖縄総合事務局(道橋を除く)	

4. 対策区分の判定は表21に示す定期点検要領により記録されたものである。集計では、橋ごとに最も緊急性の高い判定結果をその橋の代表値として抽出している。また、橋梁定期点検要領(平成26年6月、道路局・国道・防災課)におけるC1、C2及びS1、S2はそれぞれC、Sとして集約した。表3に対策区分の判定の一覧を示す。

表2 道路橋の定期点検要領

橋梁定期点検要領(案)	平成16年3月	道路局・国道・防災課
橋梁定期点検要領	平成26年6月	道路局・国道・防災課

表3 対策区分の判定の一覧

判定区分	判定の内容
A	補修を行う必要がない
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
M	維持工事に対応する必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
C	速やかに補修を行う必要がある。
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。

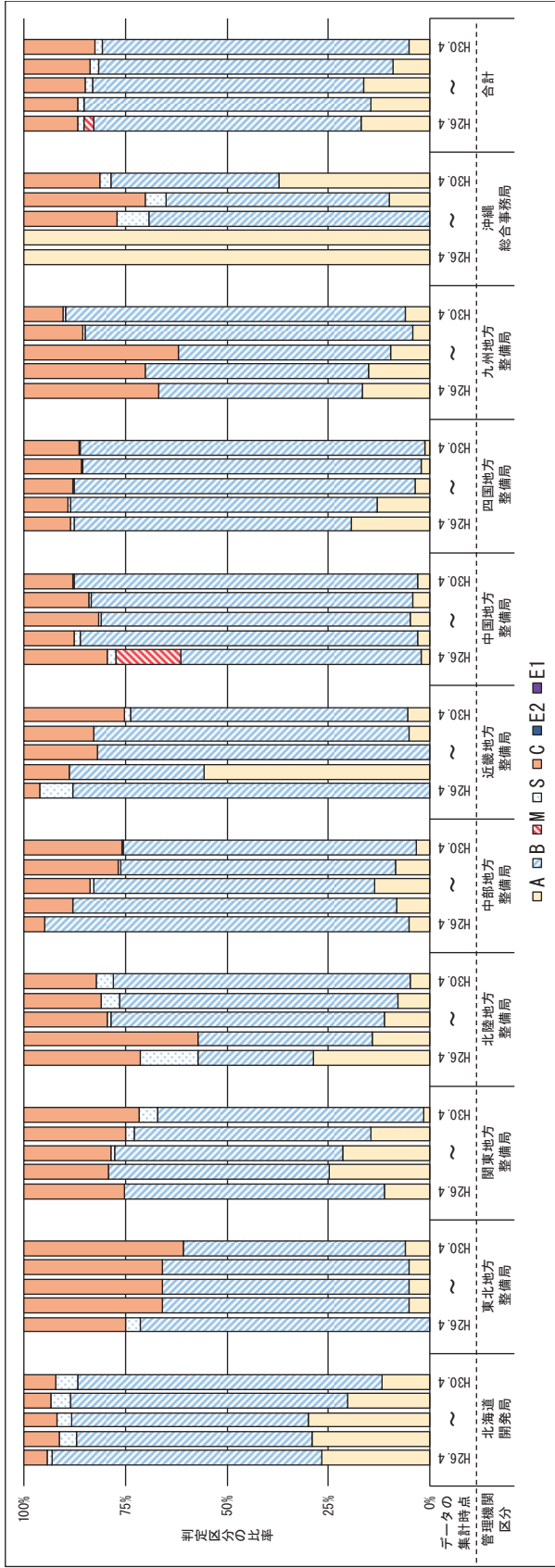
5. 対策区分の判定結果の集計は、主要部材に対して行う。主要部材の定義は、「損傷を放置しておくと橋の架け替えも必要になると想定される部材(橋梁定期点検要領(平成26年6月、道路局・国道、防災課))」であり、実際の定期点検では定期点検を行う者が橋毎に主要部材を判断するものであるが、この資料では集計作業を容易にするために表4の部材を主要部材とみなして行う。たとえば、欄によっては表4に記載の部材以外にも主要部材として考慮されている場合や、表4に記載の部材でも主要部材として考慮されていない場合がある。

表4 主要部材

上部構造		下部構造	
上部構造	下部構造	上部構造	下部構造
主桁	主桁(橋)	橋脚	橋脚
縦桁	主構(脚)	床版	基礎
梁版	縦桁	橋台	橋台
主構トラス	斜材・縦桁	橋脚	橋脚
斜材・横置材	外ケール	橋台	橋台
橋門構	ガルバー部	基礎	基礎
アーチ	PC定置部	基礎	基礎
補剛桁	橋脚	橋脚	橋脚
張り材	橋脚	橋脚	橋脚
支材	橋脚	橋脚	橋脚
橋門構	橋脚	橋脚	橋脚
	コンクリート挿込部		
	橋脚		
	橋脚		
	橋脚		
	橋脚		
	橋脚		
	橋脚		
	橋脚		
	橋脚		
	橋脚		

### 3.2 溝橋の対策区分の判定の区分比率

#### ① 管理機関別



#### 出典：橋梁管理カルテ (H26.4～H30.4) のデータ

- (注) 1. 直轄の橋長2m以上の全ての溝橋について、H26～H30の各年度の4月時点における対策区分の判定の結果を集計した結果を示す。  
 2. 対策区分の判定の結果は、全ての溝橋のうち、定期点検が行われた溝橋の結果のみが更新される。よって、各年度の対策区分の判定の結果を集計した結果は、当該年より過去5年間の定期点検結果が混在する。  
 3. データは、8地方整備局及び北海道開発局、沖縄総合事務局を対象。  
 4. 対策区分の判定は表2に示す定期点検要領により記録されたものである。集計では、溝橋ごとに最も緊急性の高い判定結果をその溝橋の代表値として抽出している。また、橋梁定期点検要領(平成26年6月、道路局 国道・防災課)におけるC1、C2及びS1、S2はそれぞれC、Sとして集約した。  
 表3に対策区分判定の一覧を示す。

表2 道路橋の定期点検要領

橋梁定期点検要領 (案) 平成16年3月 道路局 国道・防災課
橋梁定期点検要領 平成26年6月 道路局 国道・防災課

■ グラフについて

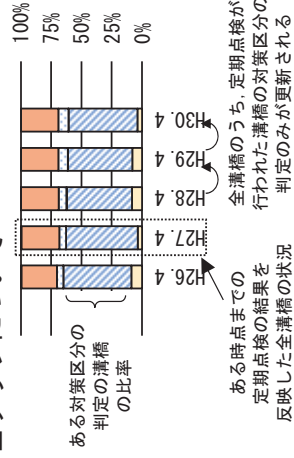


表3 対策区分の判定の一覧

判定区分	判定の内容
A	補修を行う必要が無い。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
M	維持工事で対応する必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
C	速やかに補修を行う必要がある。
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。

対策区分の判定の区分比率 (管理機関別)

管理機関 時点	北海道開発局				東北地方整備局				関東地方整備局				北陸地方整備局								
	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	
判定区分	A	55	147	168	124	71	0	2	2	2	9	25	22	22	4	2	1	41	62	60	
	B	137	294	329	423	452	20	23	23	18	52	55	58	88	193	2	3	249	533	921	
	M	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	S	2	21	21	29	31	1	0	0	0	0	0	1	3	14	1	0	3	35	53	
	C	12	44	45	41	48	7	13	13	13	20	21	22	38	83	2	3	76	149	222	
	E2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	E1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
管理機関 時点	中部地方整備局				近畿地方整備局				中国地方整備局				四国地方整備局								
	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	
判定区分	A	1	2	28	35	37	0	10	5	30	2	2	7	8	38	22	18	8	7	5	
	B	18	20	144	279	800	22	6	9	76	385	55	54	107	154	1024	78	104	189	270	345
	M	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	
	S	0	0	2	2	4	2	0	0	8	2	1	1	1	3	1	1	1	1	1	
	C	1	3	34	96	267	1	2	2	17	139	19	8	26	31	148	13	15	27	46	55
	E2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	E1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
管理機関 時点	九州地方整備局				沖縄総合事務局				合計												
	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4						
判定区分	A	2	3	2	24	20	8	1	0	2	26	101	81	278	291	293					
	B	6	11	11	471	273	0	0	9	11	29	390	393	1128	2328	4440					
	M	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	1	0	0						
	S	0	0	0	3	2	0	0	1	1	2	9	8	30	75	118					
	C	4	6	8	84	31	0	0	3	6	13	79	74	256	521	1019					
	E2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
	E1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						

出典：橋梁管理カルテ (H26.4～H30.4) のデータ

- (注) 1. 直轄の橋長2m以上の全ての溝橋について、H26～H30の各年度の4月時点における対策区分の判定の結果を集計した結果を示す。  
 2. 対策区分の判定の結果は、全ての溝橋のうち、定期点検が行われた溝橋の結果のみが更新される。よって、各年度の対策区分の判定の結果を集計した結果は、当該年より過去5年間の定期点検結果が混在する。  
 3. データは、8地方整備局及び北海道開発局、沖縄総合事務局を対象。  
 4. 対策区分の判定は表2に示す定期点検要領により記録されたものである。集計では、溝橋ごとに最も緊急性の高い判定結果をその溝橋の代表値として抽出している。また、橋梁定期点検要領(平成26年6月、道路局 国道・防災課)におけるC1、C2及びS1、S2はそれぞれC、Sとして集約した。表3に対策区分判定の一覧を示す。

表2 道路橋の定期点検要領

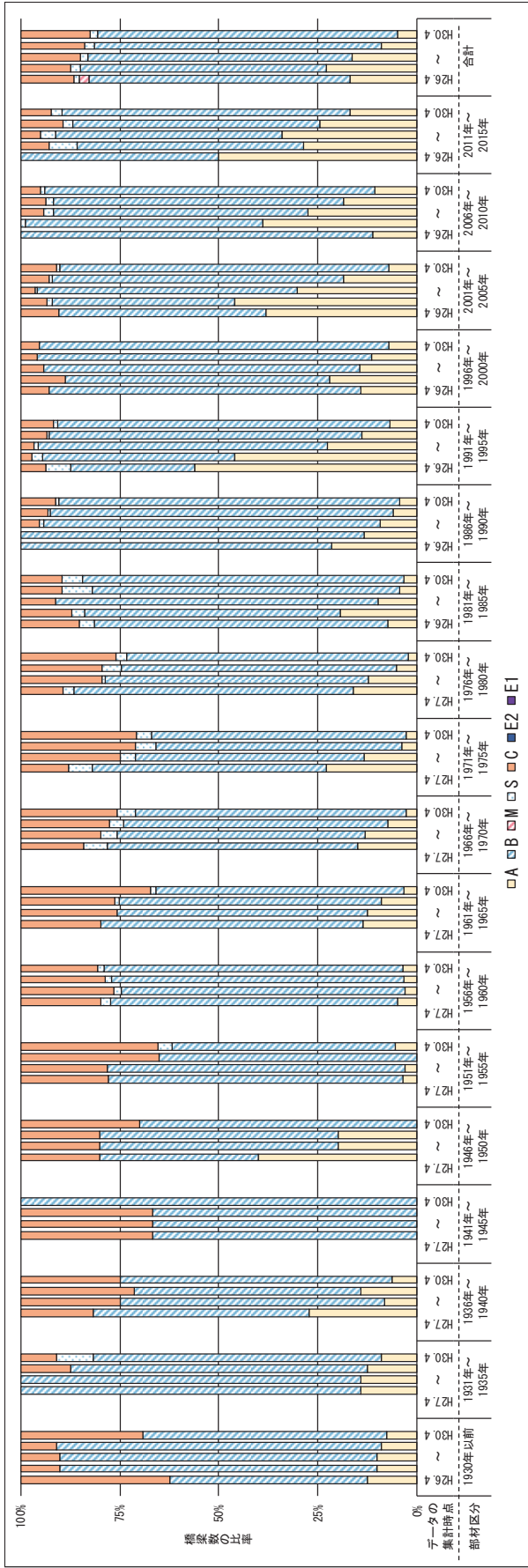
橋梁定期点検要領 (案) 平成16年3月 道路局 国道・防災課
橋梁定期点検要領 平成26年6月 道路局 国道・防災課

表3 対策区分の判定の一覧

判定区分	判定の内容
A	補修を行う必要が無い。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
M	維持工事に対応する必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
C	溝やかに補修等を行う必要がある。
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。



② 架設竣工年別



出典：橋梁管理カルテ (H26.4～H30.4) のデータ

(注) 1. 直轄の橋長2m以上の全ての溝橋について、H26～H30の各年度の4月時点における対策区分の判定の結果を集計した結果を示す。

2. 対策区分の判定の結果は、全ての溝橋のうち、定期点検が行われた溝橋の結果のみが更新される。よって、各年度の対策区分の判定の結果を集計結果は、当該年より過去5年間の定期点検結果が混在する。
3. データは、8地方整備局及び北海道開発局、沖縄総合事務局を対象。

4. 対策区分の判定は表2に示す定期点検要領により記録されたものである。集計では、溝橋ごとに最も緊急性の高い判定結果をその溝橋の代表値として抽出している。また、橋梁定期点検要領(平成26年6月、道路局 国道・防災課)におけるC1、C2及びS1、S2はそれぞれC、Sとして集約した。表3に対策区分判定の一覧を示す。

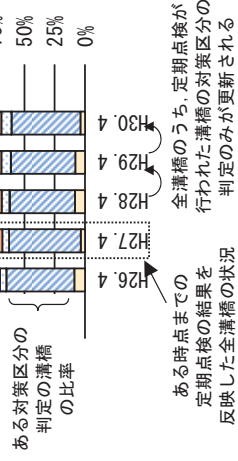
表2 道路橋の定期点検要領

橋梁定期点検要領 (案) 平成16年3月	道路局 国道・防災課
橋梁定期点検要領 平成26年6月	道路局 国道・防災課

表3 対策区分の判定の一覧

判定区分	判定の内容
A	補修を行う必要が無い。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
M	維持工事で対応する必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
C	速やかに補修を行う必要がある。
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。

■ グラフについて



対策区分の判定の区分比率（架設竣工年別）

架設竣工年 時点	1931年～1935年			1936年～1940年			1941年～1945年			1946年～1950年					
	H26.4 H27.4 H28.4 H29.4 H30.4	H26.4 H27.4 H28.4 H29.4 H30.4	H26.4 H27.4 H28.4 H29.4 H30.4	H26.4 H27.4 H28.4 H29.4 H30.4	H26.4 H27.4 H28.4 H29.4 H30.4	H26.4 H27.4 H28.4 H29.4 H30.4	H26.4 H27.4 H28.4 H29.4 H30.4	H26.4 H27.4 H28.4 H29.4 H30.4	H26.4 H27.4 H28.4 H29.4 H30.4	H26.4 H27.4 H28.4 H29.4 H30.4	H26.4 H27.4 H28.4 H29.4 H30.4	H26.4 H27.4 H28.4 H29.4 H30.4			
判定区分	A B M S C E2 E1	1 8 0 0 1 0 0	1 8 0 0 1 0 0	1 6 0 0 1 0 0	3 6 0 0 1 0 0	3 6 0 0 1 0 0	2 6 0 0 1 0 0	1 6 0 0 1 0 0	1 6 0 0 1 0 0	0 6 0 0 1 0 0	0 6 0 0 1 0 0	0 6 0 0 1 0 0			
架設竣工年 時点	1951年～1955年			1956年～1960年			1961年～1965年			1966年～1970年			1971年～1975年		
判定区分	A B M S C E2 E1	1 20 0 1 6 0 0	1 26 0 1 19 0 0	3 31 0 2 14 0 0	4 49 0 1 14 0 0	4 57 0 2 14 0 0	4 70 0 2 14 0 0	4 70 0 2 14 0 0	4 70 0 2 14 0 0	4 70 0 2 14 0 0	4 70 0 2 14 0 0	4 70 0 2 14 0 0	4 70 0 2 14 0 0	4 70 0 2 14 0 0	
架設竣工年 時点	1976年～1980年			1981年～1985年			1986年～1990年			1991年～1995年			1996年～2000年		
判定区分	A B M S C E2 E1	3 21 15 0 1 0 0	6 26 15 0 11 4 0	12 65 35 1 20 47 0	12 65 35 1 20 47 0	12 65 35 1 20 47 0	12 65 35 1 20 47 0	12 65 35 1 20 47 0	12 65 35 1 20 47 0	12 65 35 1 20 47 0	12 65 35 1 20 47 0	12 65 35 1 20 47 0	12 65 35 1 20 47 0	12 65 35 1 20 47 0	
架設竣工年 時点	2001年～2005年			2006年～2010年			2011年～2015年			不明			合計		
判定区分	A B M S C E2 E1	16 22 0 0 4 0 0	35 35 93 15 5 0 0	43 39 154 21 15 28 0	39 22 154 3 15 28 0	39 22 154 3 15 28 0	39 22 154 3 15 28 0	39 22 154 3 15 28 0	39 22 154 3 15 28 0	39 22 154 3 15 28 0	39 22 154 3 15 28 0	39 22 154 3 15 28 0	39 22 154 3 15 28 0	39 22 154 3 15 28 0	39 22 154 3 15 28 0

出典：橋梁管理カルテ（H26.4～H30.4）のデータ

- (注) 1. 直轄の橋長2m以上の全ての溝橋について、H26～H30の各年度の各年度の4月時点における対策区分の判定の結果を集計した結果を示す。  
 2. 対策区分の判定の結果は、全ての溝橋のうち、定期点検が行われた溝橋の結果のみが更新される。よって、各年度の対策区分の判定の結果は、当該年より過去5年間の定期点検結果が混在する。  
 3. 予一タは、8地方整備局及び北海道開発局、沖縄総合事務局を対象。  
 4. 対策区分の判定は表2に示す定期点検要領により記録されたものである。集計では、溝橋ごとに最も緊急性の高い判定結果をその溝橋の代表値として抽出している。また、橋梁定期点検要領（平成26年6月、道路局 国道・防災課）におけるC1、C2及びS1、S2はそれぞれC、Sとして集約した。表3に対策区分判定の一覧を示す。

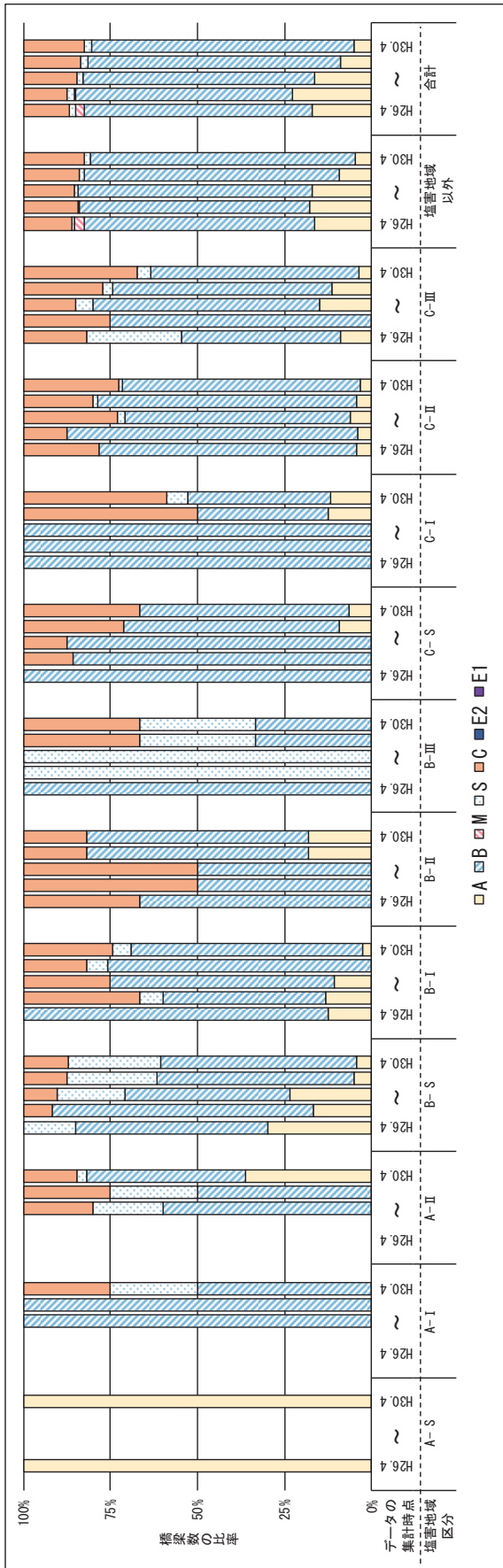
表2 道路橋の定期点検要領

橋梁定期点検要領（案）平成16年3月 道路局 国道・防災課
橋梁定期点検要領 平成26年6月 道路局 国道・防災課

表3 対策区分の判定の一覧

判定区分	判定の内容
A	補修を行う必要が無い。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
M	維持工事で対応する必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。

③ 塩害地域区別



出典：橋梁管理カルテ (H26.4～H30.4) のデータ

(注) 1. 直轄の橋長2m以上の全ての溝橋について、H26～H30の各年度の各年度の4月時点における対策区分の判定の結果を集計した結果を示す。

2. 対策区分の判定の結果は、全ての溝橋のうち、定期点検が行われた溝橋の結果のみが更新される。よって、各年度の対策区分の判定集計結果は、当該年より過去5年間の定期点検結果が混在する。

3. データは、8地方整備局及び北海道開発局、沖繩総合事務局を対象。

4. 対策区分の判定は表2に示す定期点検要領により記録されたものである。集計では、溝橋ごとに最も緊急性の高い判定結果をその溝橋の代表値として抽出している。また、橋梁定期点検要領 (平成26年6月、道路局 国道・防災課) におけるC1、C2及びS1、S2はそれぞれC、Sとして集約した。表3に対策区分判定の一覧を示す。

表2 道路橋の定期点検要領

橋梁定期点検要領 (案)	平成16年3月	道路局国道・防災課
橋梁定期点検要領	平成26年6月	道路局 国道・防災課

表3 対策区分の判定の一覧

判定区分	判定の内容
A	補修を行う必要が無い。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
M	維持工事で対応する必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他 緊急対応の必要がある。

5. 塩害地域区分および塩害対策区分を表5に示す。

表4 塩害地域区分および塩害対策区分

地域区分	地域	対策区分	
A	沖縄県	海岸線からの距離	
		海上部及び海岸線から100mまで	S
		100mをこえて300mまで	I
B	下表に示す地域	上記以外の範囲	II
		海上部及び海岸線から100mまで	S
		100mをこえて300mまで	I
		300mをこえて500mまで	II
		500mをこえて700mまで	III
C	上記以外の地域	海上部及び海岸線から20mまで	S
		20mをこえて50mまで	I
		50mをこえて100mまで	II
		100mをこえて200mまで	III

北海道のうち、宗谷総合振興局支庁の稚内市・猿払村・豊富町・礼文町・利尻町・利尻富士町・幌延町、留萌振興局、石狩振興局、後志総合振興局、樺山振興局、渡島総合振興局の松前町・八雲町 (旧能石町の地区に限る。)

青森県のうち、今別町、外ヶ浜町 (東津軽郡)、北津軽郡、西津軽郡、五所川原市 (旧市浦村の地区に限る。)、むつ市 (旧脇野沢村の地区に限る。)、つがる市、大間町、佐井村

秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県

対策区分の判定の区分比率（塩害地域区分）

塩害地域区分 時点	A-S				A-I				A-II				B-S				B-I				
	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	
判定区分	A	B	M	S	E2	E1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
判定区分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
判定区分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
判定区分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
判定区分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

塩害地域区分 時点	B-II				B-III				C-S				C-I				C-II				
	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	
判定区分	A	B	M	S	E2	E1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
判定区分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
判定区分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
判定区分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
判定区分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

塩害地域区分 時点	C-III				不明				合計						
	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4
判定区分	A	B	M	S	E2	E1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
判定区分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
判定区分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
判定区分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
判定区分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

出典：橋梁管理カルテ (H26.4～H30.4) のデータ

(注)1. 直轄の橋長2m以上の全ての溝橋について、H26～H30の各年度の各年度の4月時点における対策区分の判定の結果を集計した結果を示す。

2. 対策区分の判定の結果は、全ての溝橋のうち、定期点検が行われた溝橋の結果のみが更新される。よって、各年度の対策区分の判定の結果集計結果は、当該年より過去5年間の定期点検結果が混在する。

3. データは、8地方整備局及び北海道開発局、沖縄総合事務局を対象。

4. 対策区分の判定は表2に示す定期点検要領により記録されたものである。集計では、溝橋ごとに最も緊急性の高い判定結果をその溝橋の代表値として抽出している。また、橋梁定期点検要領（平成26年6月、道路局 国道・防災課）におけるC1、C2及びS1、S2はそれぞれC、Sとして集約した。表3に対策区分判定の一覧を示す。

表2 道路橋の定期点検要領

橋梁定期点検要領 (案) 平成16年3月 道路局国道・防災課
橋梁定期点検要領 平成26年6月 道路局 国道・防災課

表3 対策区分の判定の一覧

判定区分	判定の内容
A	補修を行う必要が無い。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
M	維持工事に対応する必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
C	速やかに補修を行う必要がある。
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。

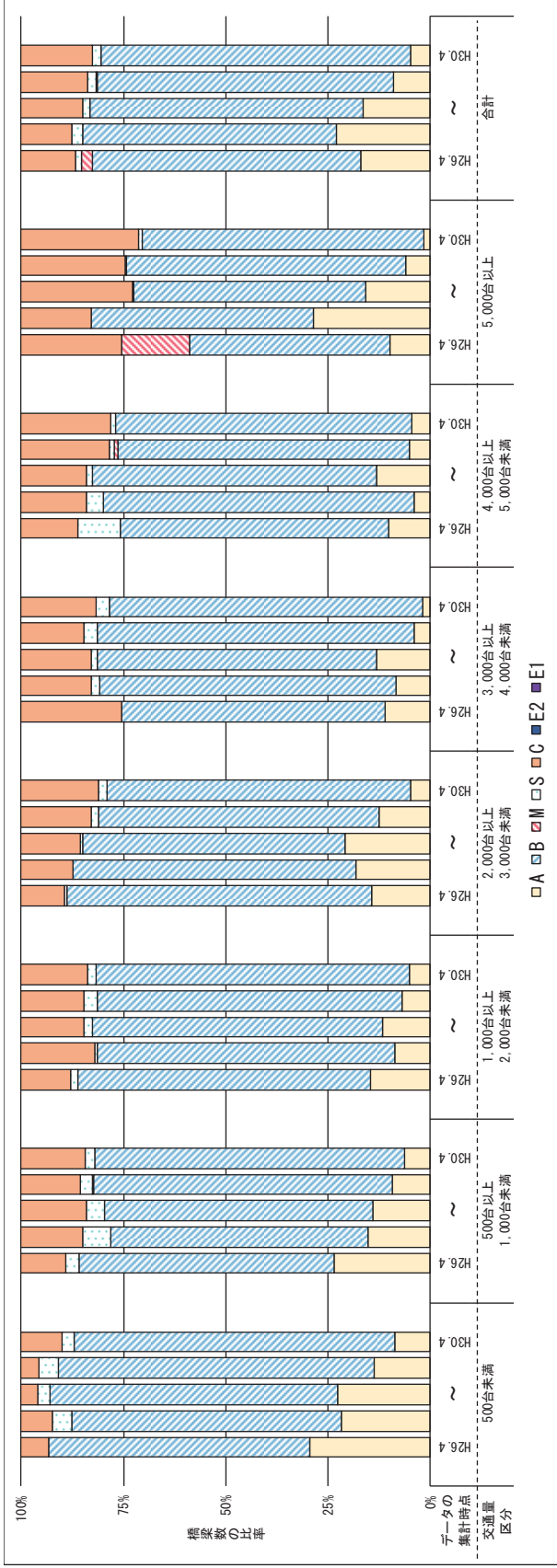
5. 塩害地域区分および塩害対策区分を表5に示す。

表4 塩害地域区分および塩害対策区分

地域区分	地域	海岸線からの距離	対策区分
A	沖 縄 県	海上部及び海岸線から100mまで	S
		100mをこえて300mまで	I
	上記以外の範囲	II	
B	下表に示す地域	海上部及び海岸線から100mまで	S
		100mをこえて300mまで	II
		300mをこえて500mまで	III
		500mをこえて700mまで	S
C	上記以外の地域	海上部及び海岸線から20mまで	I
		20mをこえて50mまで	II
		50mをこえて100mまで	III

北海道のうち、宗谷総合振興局支庁の稚内市・猿払村・豊富町・礼文町・利尻町・利尻富士町・峠延町、留萌振興局、石狩振興局、後志総合振興局、檜山振興局、渡島総合振興局の松前町・八雲町（旧能石町の地区に限る。）青森県のうち、今別町、外ヶ浜町（東津軽郡）、北津軽郡、西津軽郡、五所川原市（旧市浦村の地区に限る。）、むつ市（旧鰐野沢村の地区に限る。）、つがる市、大間町、佐井村、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県

④ 交通量別



出典：橋梁管理カルテ (H26.4～H30.4) のデータ

- (注) 1. 直轄の橋長2m以上の全ての溝橋について、H26～H30の各年度の各年度の4月時点における対策区分の判定の結果を集計した結果を示す。  
 2. 対策区分の判定の結果は、全ての溝橋のうち、定期点検が行われた溝橋の結果のみが更新される。よって、各年度の対策区分の判定の結果を集計結果は、当該年より過去5年間の定期点検結果が混在する。  
 3. データは、8地方整備局及び北海道開発局、沖縄総合事務局を対象。

4. 対策区分の判定は表2に示す定期点検要領により記録されたものである。集計では、溝橋ごとに最も緊急性の高い判定結果をその溝橋の代表値として抽出している。また、橋梁定期点検要領(平成26年6月、道路局 国道・防災課)におけるC1、C2及びS1、S2はそれぞれC、Sとして集約した。表3に対策区分判定の一覧を示す。

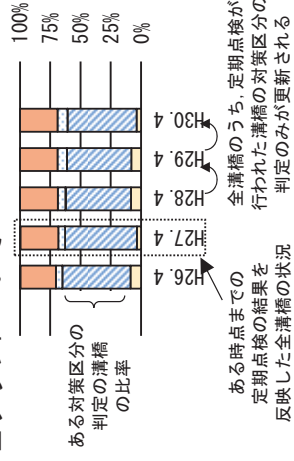
表2 道路橋の定期点検要領

橋梁定期点検要領 (案) 平成16年3月	道路局 国道・防災課
橋梁定期点検要領 平成26年6月	道路局 国道・防災課

表3 対策区分の判定の一覧

判定区分	判定の内容
A	補修を行う必要が無い。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
M	維持工事で対応する必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
C	速やかに補修を行う必要がある。
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。

■ グラフについて



対策区分の判定の区分比率（交通量別）

交通量	500台未満					500台以上1,000台未満					1,000台以上2,000台未満					2,000台以上3,000台未満					3,000台以上4,000台未満					4,000台以上5,000台未満																								
	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4																				
対策判定区分	13	23	49	39	49	15	23	31	37	46	18	15	38	47	62	28	70	152	220	433	40	96	145	286	542	88	126	229	509	931	0	0	0	0	0	2	1	6	22	25	15	31	50	105	196	0	0	0	0	0
合計	23	30	67	69	50	5	4	19	13	11	3	1	10	8	13	23	118	114	206	374	771	29	34	99	243	416	19	19	52	109	202	0	0	1	0	3	1	1	2	3	4	4	12	33	61	0	0	0	0	0
不明																																																		
交通量	5,000台以上																																																	
対策判定区分	9	20	36	32	13	15	95	28	46	49	101	211	278	291	293	44	38	129	355	584	24	73	116	232	561	390	570	1128	2328	4440	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
合計	22	12	62	133	242	0	8	17	40	58	79	115	256	521	1019	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0										

出典：橋梁管理カルテ（H26.4～H30.4）のデータ

- (注) 1. 直轄の橋長2m以上の全ての溝橋について、H26～H30の各年度の4月時点における対策区分の判定の結果を集計した結果を示す。  
 2. 対策区分の判定の結果は、全ての溝橋のうち、定期点検が行われた溝橋の結果のみが更新される。よって、各年度の対策区分の判定の結果は、当該年より過去5年間の定期点検結果が混在する。  
 3. データは、8地方整備局及び北海道開発局、沖縄総合事務局を対象。  
 4. 対策区分の判定は表2に示す定期点検要領により記録されたものである。集計では、溝橋ごとに最も緊急性の高い判定結果をその溝橋の代表値として抽出している。また、橋梁定期点検要領（平成26年6月、道路局 国道・防災課）におけるC1、C2及びS1、S2はそれぞれC、Sとして集約した。表3に対策区分判定の一覧を示す。

表2 道路橋の定期点検要領

橋梁定期点検要領（案）	平成16年3月	道路局 国道・防災課
橋梁定期点検要領	平成26年6月	道路局 国道・防災課

表3 対策区分の判定の一覧

判定区分	判定の内容
A	補修を行う必要が無い。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
M	維持工事で対応する必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。